

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和3年10月27日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2100080号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(国)第2100009号

## 第1 結論

平成7年\*月から平成8年2月までの請求期間並びに平成9年4月及び同年5月の請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和50年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成7年\*月から平成8年2月まで  
② 平成9年4月及び同年5月

私の大学在学中に、母が、私の国民年金の加入手続を行い、私が20歳になった時(平成7年\*月)から大学卒業(平成11年3月)までの間、国民年金保険料の免除申請を行ってくれていたと思う。

母が、いつ、どこで、どのような手続を行ったかは分からないが、請求期間①及び②が国民年金保険料の免除期間となっていないことに納得がいかないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、母親が請求者の国民年金の加入手続を行い、20歳になった時(平成7年\*月)から大学卒業(平成11年3月)までの間、国民年金保険料の免除申請を行ってくれていたと思うと主張しているところ、i) それらの手続を行ったとする母親は、手続についての記憶が明確ではないこと、ii) 免除申請がなされた場合は、その承認又は却下について請求者に通知する取扱いとなっているところ、請求者及び母親は、当該通知を受け取ったか否かの記憶が明確ではないことから、請求者の国民年金の加入手続並びに請求期間①及び②に係る国民年金保険料の免除申請に関する状況が不明である。

また、請求期間①について、請求者が国民年金保険料の免除承認を受けるためには、当該期間において国民年金の加入手続及び保険料の免除申請の手続を行う必要があったところ、請求者の国民年金の加入手続は、請求者の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された被保険者の資格記録及び請求者のオンライン記録における当該期間直後の平成8年3月の保険料に係る免除申請日(平成8年4月12日)より、同年4月頃に初めて行われたと推認できることから、請求者は請求期間①当時、国民年金に未加入であり、制度上、請求期間①の保険料を免

除申請することはできない。

さらに、請求者の主張のとおり、請求期間①の国民年金保険料を免除申請するには、請求期間①当時、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果においても、請求者に別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

加えて、請求期間②について、当時の制度では、国民年金保険料の免除の期間は、学生たる被保険者である期間のうち、月を単位として、免除の申請があった日の属する月の前月から免除の申請のあった日の属する年度の末月までの間において必要と認められる月までとされていたところ、請求者のオンライン記録によると、請求期間②直後の平成9年6月から平成10年3月までの期間の保険料に係る免除申請日は平成9年7月10日であることが確認できることから、制度上、請求期間②の保険料については、免除の承認は行われない。

また、請求期間②は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間であり、年金記録における事務処理の機械化が促進され、記録管理の強化が図られていた期間であることを踏まえ、当該期間に係る記録管理に過誤が生じる可能性は低い。

そのほか、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料はなく、請求者の保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第2100069号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第2100039号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和42年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和63年4月1日から平成8年5月1日まで

私は、昭和63年4月にA社に入社し、平成8年4月に同社を退職するまでは正社員として勤務しており、同社に在職中の給与は、17万円～22万円ぐらいだった。しかし、厚生年金保険の記録によると、請求期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額に比べて低額で記録されている。

「平成7年9月分給与明細票」(写)を提出するので、調査の上、請求期間に係る標準報酬月額の記録を見直し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間のうち、平成7年9月1日から同年10月1日までの期間については、請求者から提出された「平成7年9月分給与明細票」(写)により、請求者は、当該期間において、現在の標準報酬月額の記録(9万2,000円)を超える標準報酬月額22万円に相当する報酬月額(21万8,600円)の支払を受けていたことが確認できるものの、事業主が源泉控除していたと確認できる厚生年金保険料額(7,590円)に見合う標準報酬月額は9万2,000円であることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の見直し及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなり、また、厚生年金特例法に基づき、記録の見直し等が行われるのは、当該認定額が現在の標準報酬月額の記録を超える場合である。

したがって、請求期間のうち、平成7年9月1日から同年10月1日までの期間については、上記による認定額が9万2,000円であり、現在の標準報酬月額の記録(9万2,000円)と同額

であることが確認できることから、厚生年金特例法による標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

また、請求期間のうち、昭和63年4月1日から平成7年9月1日までの期間及び同年10月1日から平成8年5月1日までの期間については、請求者は、当該期間に係る給与明細書を所持しておらず、当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

さらに、i) A社に係る商業登記簿謄本によると、同社は平成27年1月20日に解散していることが確認でき、元事業主の連絡先も不明であるため照会することができないこと、ii) 請求期間当時の複数の取締役等に照会したところ、回答があった者は請求内容どおりの厚生年金保険料の控除については請求期間当時の資料がないため不明である旨回答していること、iii) 複数の元従業員が名前を挙げた社会保険事務担当者は既に亡くなっているため照会することができないこと、iv) A社において、請求期間当時、厚生年金保険の被保険者記録を確認できる複数の元従業員に照会を行ったものの、請求期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除について具体的な回答は得られないことから、当該期間において、請求者の請求内容どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたか否かについて確認することができない。

このほか、請求期間について、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第2100070号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第2100040号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和47年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成5年4月1日から平成8年3月21日まで

私は、平成5年4月にA社に入社し、平成8年3月に同社を退職するまでは正社員として勤務しており、同社に在職中の給与は、18万円～23万円ぐらいだった。しかし、厚生年金保険の記録によると、請求期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額に比べて低額で記録されている。

調査の上、請求期間に係る標準報酬月額の記録を見直し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、A社における厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額に比べて低額で記録されていると主張している。

しかしながら、i) A社に係る商業登記簿謄本によると、同社は平成27年1月20日に解散していることが確認でき、元事業主の連絡先も不明であるため照会することができないこと、ii) 請求期間当時の複数の取締役等に照会したものの回答がないこと、iii) 複数の元従業員が名前を挙げた社会保険事務担当者は既に亡くなっているため照会することができないこと、iv) A社において、請求期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の元従業員に照会を行ったものの、請求期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除について具体的な回答は得られないことから、当該期間において、請求者の請求内容どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたか否かについて確認することができない。

このほか、請求期間について、請求者は、給与明細書等の資料を所持していない上、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されて

いたことを認めることはできない。